公　告

　次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

　　令和６年６月１９日

大分県立日田高等学校　校長　池　邉　裕　司

１　競争入札に付する事項

1. 契約名

日田高等学校電話交換設備リース契約（詳細は仕様書のとおり）

1. 契約期間

令和６年８月１日から令和１３年７月３１日（84か月）まで（長期継続契約）

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立日田高等学校　事務室

　　〒877-0025　大分県日田市田島２丁目９－３０　電話0973-23-0166

３　契約条項を示す場所及び日時

　　大分県立日田高等学校ホームページ上に、令和６年７月４日（木）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

４　入札参加条件

　　この契約については、次に掲げるすべての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

　⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格のうち、リース・レンタルとしての業種登録を取得している者であること。

⑶　この契約に係る入札説明書に基づき、事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

⑷　この公告の日から下記６に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

⑸　自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

　　なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

　ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条大２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　ウ　暴力団員が役員となっている事業者

　エ　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

　カ　暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

　キ　暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

　ク　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

　⑹　大分県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

５　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

⑴　使用言語　日本語

⑵　通　　貨　日本国通貨

６　入札及び開札の日時及び場所

1. 日時　令和６年７月５日（金）　午前１１時００分
2. 場所　大分県立日田高等学校　管理棟１階　応接室

　　　　　　 大分県日田市田島２丁目９－３０

７　入札保証金に関する事項

　　見積金額（年額）の100分の５以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

８　契約保証金に関する事項

　　契約金額（年額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

　⑴　保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

　⑵　過去２年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模を

ほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

９　入札の無効

　　大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10　落札者の決定方法

⑴　有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

⑶　入札回数は原則として２回までとし、再入札の結果、落札者が決定しない場合は、随意契約に移行するものとする。

11　その他必要と認める事項

　　その他の詳細は入札説明書による。